

「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」の
妥当性についての調査へのご協力をお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、厚生労働省において「看護教育の内容と方法に関する検討会（看護師教育ワーキンググループ）」で看護師の基礎教育の卒業時点での看護実践能力とその到達目標を検討しております。つきましては、ワーキンググループにて検討しました別紙の調査紙にある到達目標（案）が、これからの看護学生の卒業時の到達目標として妥当であるかどうかを全国の看護師基礎教育の教育責任者と新人看護師を受け入れている病院の看護部門責任者の方々にご確認いただき、修正すべき点があればご意見を賜りたいと考えております。

本調査の目的は、「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」について、広く看護師基礎教育と看護実践にかかわる方々に意見を聴取し、その妥当性を検証し、今後の看護師基礎教育の新しいカリキュラムモデルの構築に役立てることです。調査紙のご記入は、貴校の看護師基礎教育の教育責任者の方にお問い合わせできれば幸いです。回答に要する時間は約 10-15 分です。

貴校に願するにあたりましては、独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運営している総合情報サイトに公表されている看護基礎教育機関のリストの中から、教育機関の種類毎に無作為に抽出し、調査へのご協力をお願いしています。

本調査へのご協力はあなた様の自由意思であり、参加されなかった場合でもあなた様や貴施設が不利益を受けることはありません。質問紙の返信は無記名ですので、書かれた個人や施設名は特定できないようになっております。また、結果は量的に処理をしますため、施設名が特定されることはありません。尚、調査紙の返送をもって、調査協力へのご同意を得たものとさせていただきます。

本調査の結果は、厚生労働省「看護教育の内容と方法に関する検討会」での検討に反映させていく予定です。また、本調査は平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金を受けて実施していますので、研究報告書に結果を掲載する予定です。結果を、本調査の目的以外で使用することはございません。

お忙しいところ恐縮ですが、検討会に結果を報告する都合上、本調査紙は11月18日までに同封の封筒でご返送をお願いします。

本調査は、神奈川県立保健福祉大学倫理審査委員会の承認を得ておりますが、ご質問などがありましたら、研究責任者または同封の相談窓口までお問い合わせください。

ご多忙の折、大変恐縮ですが今後の看護基礎教育の改善に向けてご協力賜りますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

平成 22 年 11 月 2 日

研究責任者 神奈川県立保健福祉大学 小山真理子
京都中央看護保健専門学校 池西静江、東京都立広尾看護専門学校 三妙律子
名古屋大学 山内豊明、共立看護専門学校 三浦昭子、愛知県立桃陵高等学校 小塚ますみ
神奈川県立保健福祉大学 野村美香、中村英子、大石朋子

<本研究に関する問い合わせ先> 神奈川県立保健福祉大学看護学科 小山真理子
〒238-8522 神奈川県横須賀市平成町 1-10-1

Tel: 046-828-2630 / Fax: 046-828-2631 Email koyama-m@kuhs.ac.jp

「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」の妥当性についての調査紙 [学校調査]

ご回答いただくに先立って、「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」について、簡単に説明させていただきます。

(1) 作成の経緯

厚生労働省「看護教育の内容と方法に関する検討会（看護師ワーキンググループ）」において、教育年限にとられない看護師基礎教育の目指すべき到達目標について、検討して参りました。国際的な看護教育の動向も踏まえ、看護師としての能力の観点から、次ページ以降に示すような到達目標(案)を作成致しました。

(2) 到達目標の概要

看護師の看護実践能力を5群に示し、各々に含まれる能力の構成要素をあげ、それぞれの構成要素に関して、卒業時の到達目標を示しています。

(3) 本調査は、「看護教育の内容と方法に関する検討会（看護師ワーキンググループ）」の依頼を受け、ワーキングメンバー有志と研究協力者で実施し、調査結果は「看護教育の内容と方法に関する検討会」での検討に反映致します。

看護師の基礎教育課程責任者の方にご回答をお願い致します。

I. 貴施設の概要についてお尋ねします。該当する記号を○で囲み、()には具体的な数値または用語を記入してください。

1. 課程 専修学校 (ア. 統合カリキュラム イ. 3年課程 ウ. 2年課程)
高校 (エ. 高校5年一貫教育 オ. 高校専攻科)
カ. 大学 キ. 短期大学
2. 設置主体 ア. 独立行政法人 イ. 自治体 ウ. 日赤 エ. 済生会 オ. 医療法人 カ. 社会福祉法人 キ. 学校法人 ク. 社団法人
ケ. 財団法人 コ. 医師会 サ. 労働福祉事業団 シ. 厚生連 ス. その他 ()
3. 学校所在地域 ア. 北海道 イ. 東北 ウ. 関東 エ. 甲信越 オ. 東海 カ. 北陸 キ. 近畿
ク. 中国 ケ. 中国、コ. 九州
4. 1学年の入学定員をお書きください () 名
5. 本調査をご記入くださっているあなた様の職位をお書きください。
ア. 学長 (学校長) イ. 学部長 (学科長) ウ. 教務主任 エ. その他 ()

II. 表のC欄に示されているのは看護師の基礎教育修了時の実践能力と到達目標(案)です。
 卒業時の到達目標として妥当と思われる場合はD欄に○を、妥当でない場合は×をつけて下さい。
 ×を付けられた場合は、差し支えなければE欄にその理由やご意見、修正案等をお書きください。

| A. 看護師の 看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------------------|--------|----------------|
| ヒューマンケ アの基本的な 能力 | 対象の理解 | 1 | 人体の構造と機能について理解する | | |
| | | 2 | 人の誕生から死までの生涯を通じた成長、発達、加齢の特徴を理解する | | |
| | | 3 | 対象者を身体的、心理的、社会的、文化的側面から理解する | | |
| | 実施する看護 についての 説明責任 | 4 | 実施する看護の根拠・目的・方法について相手にわかるように説明する | | |
| | | 5 | 自らの役割の範囲と能力の限界について認識する | | |
| | | 6 | 自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める | | |
| | 倫理的な看護 実践 | 7 | 対象者のプライバシーや個人情報を保護する | | |
| | | 8 | 対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条などを尊重する | | |
| | | 9 | 対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動する | | |
| | | 10 | 対象者の選択権、自己決定を尊重する | | |
| | | 11 | 所属する組織の倫理規定、職業規定、行動規範に従って行動する | | |
| | 援助的関係 の形成 | 12 | 対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する | | |
| | | 13 | 対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる | | |
| | | 14 | 対象者に必要な情報を適切かつ明確な方法で提供する | | |
| | | 15 | 対象者からの質問・要請・課題に適切に対応する | | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------------------------|--------|----------------|
| 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力 | アセスメント | 16 | 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する | | |
| | | 17 | データを整理し、分析・解釈・統合し、根拠に基づいたアセスメントを行う | | |
| | 計画 | 18 | 対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する | | |
| | | 19 | 根拠に基づいた個別的な看護を計画する | | |
| | 実施 | 20 | 根拠に基づいた看護を対象者の反応を捉えながら実施する | | |
| | | 21 | 計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実践する | | |
| | | 22 | 看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する | | |
| | | 23 | 予測しない状況の変化について指導者またはスタッフに報告する | | |
| | | 24 | 実施した看護と対象者の反応を記録する | | |
| | 評価 | 25 | 予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する | | |
| 26 | | 評価に基づいて計画の修正をする | | | |
| 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力 | 健康の保持増進、疾病の予防 | 27 | 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護が果たす役割を理解する | | |
| | | 28 | 環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する | | |
| | | 29 | 健康増進と健康教育に必要な資源を活用する | | |
| | | 30 | 対象に合わせて必要な保健指導を実施する | | |
| | | 31 | 妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する | | |
| | 急激な健康状態の変化にある対象への看護 | 32 | 急激な変化状態にある人の病態と治療について理解する | | |
| | | 33 | 急激な変化状態にある人の治療に伴う影響について理解する | | |
| 34 | | 対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を明確にする | | | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|------------------------------|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------|----------------|
| 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力 | 急激な健康状態の変化にある対象への看護 | 35 状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する | | |
| | | 36 状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する | | |
| | | 37 合併症予防のための支援をする | | |
| | | 38 日常生活の自立にむけたリハビリテーションの支援を行う | | |
| | | 39 対象の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する | | |
| | 慢性的な変化にある対象への看護 | 40 慢性的経過をたどる人の病態・治療について理解する | | |
| | | 41 慢性的経過をたどる人の治療に伴う影響について理解する | | |
| | | 42 対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する | | |
| | | 43 必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する(患者教育) | | |
| | | 44 必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する | | |
| | | 45 急性増悪の予防に向けてモニタリングする | | |
| | 終末期にある対象への看護 | 46 慢性的な健康障害を有しながらの生活の質(QOL)向上に向けて支援する | | |
| | | 47 死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する | | |
| | | 48 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する | | |
| | | | 49 看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|-------------------------|------------------------|---|--------|----------------|
| ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力 | 看護専門職の役割 | 50 看護職の役割と機能を理解する | | |
| | | 51 看護師としての自らの役割と機能を理解する | | |
| | 看護チームにおける委譲と責務 | 52 看護師は法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する | | |
| | | 53 看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する | | |
| | | 54 仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らの説明義務や責任を持つことを理解する | | |
| | 安全なケア環境の確保 | 55 医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する | | |
| | | 56 リスク・マネジメントの展開方法について理解する | | |
| | | 57 治療薬の安全な管理について理解する | | |
| | | 58 感染防止の手順を遵守する | | |
| | | 59 関係法規及び各種ガイドラインにしたがって行動する | | |
| | 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働 | 60 保健・医療・福祉チームにおける看護および他職種の機能・役割を理解する | | |
| | | 61 対象者をとりまく保健・医療・福祉従事者間の協働の必要性について理解する | | |
| | | 62 対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う | | |
| | | 63 対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う | | |
| | | 64 チームメンバーとともに、ケアを評価し、再検討する | | |
| | 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割 | 65 看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する | | |
| | | 66 保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する | | |
| 67 国際的観点から医療・看護の役割を理解する | | | | |

| A. 看護師の 看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------|--------------------------------------|--------|----------------|
| ケア環境と チーム体制を 理解し活用す る能力 | 保健・医療・ 福祉システ ムにおける 看護の役割 | 68 | 保健・医療・福祉の動向と課題を理解する | | |
| | | 69 | 様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する | | |
| 専門職者とし て研鑽し続け る基本能力 | 継続的な 学習 | 70 | 看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する | | |
| | | 71 | 継続的に自分の能力の維持・向上に努める | | |
| | 看護の質の 改善に向け た活動 | 72 | 看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する | | |
| | | 73 | 看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する | | |

Ⅲ. 上記Ⅱに書かれていない能力で、基礎教育で含めて欲しい能力があればお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。 同封の返信封筒に入れてご返却ください。

「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」の
妥当性についての調査へのご協力をお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、厚生労働省において「看護教育の内容と方法に関する検討会（看護師教育ワーキンググループ）」で看護師の基礎教育の卒業時点での看護実践能力とその到達目標を検討しております。つきましては、ワーキンググループにて検討しました別紙の調査紙にある到達目標（案）が、これからの看護学生の卒業時の到達目標として妥当であるかどうかを全国の看護師基礎教育の教育責任者と新人看護師を受け入れている病院の看護部門責任者の方々にご確認いただき、修正すべき点があればご意見を賜りたいと考えております。

本調査の目的は、「看護師の基礎教育修了時に求められる実践能力と到達目標（案）」について、広く看護師基礎教育と看護実践にかかわる方々に意見を聴取し、その妥当性を検証し、今後の看護師基礎教育の新しいカリキュラムモデルの構築に役立てることです。調査紙のご記入は、貴院の看護部門責任者である看護部長様または教育責任者である教育担当師長の方へお願いできれば幸いです。回答に要する時間は約10-15分です。

貴院にお願いするにあたりましては、全国の地方厚生労働局に届出られた医療機関名簿にある400床以上の病院（784施設）から、無作為に190施設を抽出し、調査へのご協力をお願いしています。

本調査へのご協力はあなた様の自由意思であり、参加されなかった場合でもあなた様や貴施設が不利益を受けることはありません。質問紙の返信は無記名ですので、書かれた個人や施設名は特定できないようになっております。また、結果は量的に処理をしますので、施設名が特定されることはありません。尚、調査紙の返送をもって、調査協力へのご同意を得たものとさせていただきます。

本調査の結果は、厚生労働省「看護教育の内容と方法に関する検討会」での検討に反映させていく予定です。また、本調査は平成22年度厚生労働科学研究費補助金を受けて実施していますので、研究報告書に結果を掲載する予定です。結果を、本調査の目的以外で使用することはございません。

お忙しいところ恐縮ですが、検討会に結果を報告する都合上、本調査紙は11月18日までに同封の封筒でご返送をお願いします。

本調査は、神奈川県立保健福祉大学倫理審査委員会の承認を得ておりますが、ご質問などがありましたら、研究責任者または同封の相談窓口までお問い合わせください。

ご多忙の折、大変恐縮ですが今後の看護基礎教育の改善に向けてご協力賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成22年11月4日

研究責任者 神奈川県立保健福祉大学 小山真理子
京都中央看護保健専門学校 池西静江、東京都立広尾看護専門学校 三妙律子
名古屋大学 山内豊明、共立看護専門学校 三浦昭子、愛知県立桃陵高等学校 小塚ますみ
神奈川県立保健福祉大学 野村美香、中村英子、大石朋子

<本研究に関する問い合わせ先> 神奈川県立保健福祉大学看護学科 小山真理子
〒238-8522 神奈川県横須賀市平成町1-10-1
Tel: 046-828-2630 / Fax: 046-828-2631 Email koyama-m@kuhs.ac.jp

II. 表のC欄に示されているのは看護師の基礎教育修了時の実践能力と到達目標(案)です。
 卒業時の到達目標として妥当と思われる場合はD欄に○を、妥当でない場合は×をつけて下さい。
 ×を付けられた場合は、差し支えなければE欄にその理由やご意見、修正案等をお書きください。

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|----------------|-----------------|---------------------|----------------------------------|--------|----------------|
| ヒューマンケアの基本的な能力 | 対象の理解 | 1 | 人体の構造と機能について理解する | | |
| | | 2 | 人の誕生から死までの生涯を通じた成長、発達、加齢の特徴を理解する | | |
| | | 3 | 対象者を身体的、心理的、社会的、文化的側面から理解する | | |
| | 実施する看護についての説明責任 | 4 | 実施する看護の根拠・目的・方法について相手にわかるように説明する | | |
| | | 5 | 自らの役割の範囲と能力の限界について認識する | | |
| | | 6 | 自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める | | |
| | 倫理的な看護実践 | 7 | 対象者のプライバシーや個人情報を保護する | | |
| | | 8 | 対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条などを尊重する | | |
| | | 9 | 対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動する | | |
| | | 10 | 対象者の選択権、自己決定を尊重する | | |
| | 援助的関係の形成 | 11 | 所属する組織の倫理規定、職業規定、行動規範に従って行動する | | |
| | | 12 | 対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する | | |
| | | 13 | 対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる | | |
| | | 14 | 対象者に必要な情報を適切かつ明確な方法で提供する | | |
| | | 15 | 対象者からの質問・要請・課題に適切に対応する | | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------------------------|--------|----------------|
| 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力 | アセスメント | 16 | 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する | | |
| | | 17 | データを整理し、分析・解釈・統合し、根拠に基づいたアセスメントを行う | | |
| | 計画 | 18 | 対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する | | |
| | | 19 | 根拠に基づいた個別的な看護を計画する | | |
| | 実施 | 20 | 根拠に基づいた看護を対象者の反応を捉えながら実施する | | |
| | | 21 | 計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実践する | | |
| | | 22 | 看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する | | |
| | | 23 | 予測しない状況の変化について指導者またはスタッフに報告する | | |
| | 評価 | 24 | 実施した看護と対象者の反応を記録する | | |
| | | 25 | 予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する | | |
| 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力 | 健康の保持・増進、疾病の予防 | 26 | 評価に基づいて計画の修正をする | | |
| | | 27 | 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護が果たす役割を理解する | | |
| | | 28 | 環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する | | |
| | | 29 | 健康増進と健康教育に必要な資源を活用する | | |
| | 30 | 対象に合わせて必要な保健指導を実施する | | | |
| | 31 | 妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する | | | |
| | 急激な健康状態の変化にある対象への看護 | 32 | 急激な変化状態にある人の病態と治療について理解する | | |
| 33 | | 急激な変化状態にある人の治療に伴う影響について理解する | | | |
| 34 | | 対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を明確にする | | | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|------------------------------|---------------------|------------------------------|------------------------------------|--------|----------------|
| 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力 | 急激な健康状態の変化にある対象への看護 | 35 | 状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する | | |
| | | 36 | 状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する | | |
| | | 37 | 合併症予防のための支援をする | | |
| | | 38 | 日常生活の自立にむけたリハビリテーションの支援を行う | | |
| | | 39 | 対象の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する | | |
| | 慢性的な変化にある対象への看護 | 40 | 慢性的経過をたどる人の病態・治療について理解する | | |
| | | 41 | 慢性的経過をたどる人の治療に伴う影響について理解する | | |
| | | 42 | 対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する | | |
| | | 43 | 必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する(患者教育) | | |
| | | 44 | 必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する | | |
| | | 45 | 急性増悪の予防に向けてモニタリングする | | |
| | 終末期にある対象への看護 | 46 | 慢性的な健康障害を有しながらの生活の質(QOL)向上に向けて支援する | | |
| | | 47 | 死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する | | |
| | | 48 | 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する | | |
| 49 | | 看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する | | | |

| A. 看護師の 看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|-----------------------------------|--|---|--------|----------------|
| ケア環境と チーム体制を 理解し活用す る能力 | 看護専門職 の役割 | 50 看護職の役割と機能を理解する | | |
| | | 51 看護師としての自らの役割と機能を理解する | | |
| | 看護チーム における委 譲と責務 | 52 看護師は法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する | | |
| | | 53 看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する | | |
| | | 54 仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らの説明義務や責任を持つことを理解する | | |
| | 安全なケア 環境の確保 | 55 医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する | | |
| | | 56 リスク・マネジメントの展開方法について理解する | | |
| | | 57 治療薬の安全な管理について理解する | | |
| | | 58 感染防止の手順を遵守する | | |
| | | 59 関係法規及び各種ガイドラインにしたがって行動する | | |
| | 保健・医療・ 福祉チーム における多 職種との協 働 | 60 保健・医療・福祉チームにおける看護および他職種の機能・役割を理解する | | |
| | | 61 対象者をとりまく保健・医療・福祉従事者間の協働の必要性について理解する | | |
| | | 62 対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う | | |
| | | 63 対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う | | |
| 64 チームメンバーとともに、ケアを評価し、再検討する | | | | |
| 保健・医療・ 福祉システ ムにおける 看護の役割 | 65 看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する | | | |
| | 66 保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する | | | |
| | 67 国際的観点から医療・看護の役割を理解する | | | |

| A. 看護師の看護実践能力 | B. 構成要素 | C. 看護師の基礎教育修了時の到達目標 | | D. 妥当性 | E. 理由、ご意見、修正案等 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|--------------------------------------|--------|----------------|
| ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力 | 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割 | 68 | 保健・医療・福祉の動向と課題を理解する | | |
| | | 69 | 様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する | | |
| 専門職者として研鑽し続ける基本能力 | 継続的な学習 | 70 | 看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する | | |
| | | 71 | 継続的に自分の能力の維持・向上に努める | | |
| | 看護の質の改善に向けた活動 | 72 | 看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する | | |
| | | 73 | 看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する | | |

Ⅲ. 上記Ⅱに書かれていない能力で、基礎教育で含めて欲しい能力があればお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。 同封の返信封筒に入れてご返却ください。

相談窓口のご案内

この研究に対する協力をあなたが判断する際には次のような権利があります。

- 1 この研究の目的，方法等について事前に研究者から十分な説明を受ける権利
- 2 この研究に参加することによって予期されるメリットとデメリットについて事前に十分な説明を受ける権利
- 3 あなたがこの研究への協力を断った場合でも，何らの不利益を受けることがないことについて事前に十分な説明を受ける権利
万一，研究への参加を断った結果，何らかの不利益を被った場合は，気軽に本学の相談窓口にご相談して下さい。
- 4 研究に参加した後からでも，いつでも協力を撤回し，中止できることについて，事前に十分な説明を受ける権利
- 5 研究結果が公表される場合，公表の方法について事前に十分な説明を受ける権利
また，その場合，あなたのプライバシーがどのようにして完全に守られるのかということに関しても事前に十分な説明を受ける権利
- 6 研究の途中又は研究終了後でも，あなたの人権の保全に関して疑問な点が生じたら，本学の相談窓口にご相談，申出をすることができる権利
また，そうした権利について事前に十分な説明を受ける権利

研究の実施に際して，あなたには上記のよう権利があります。もし，あなたの権利が脅かされたり，疑問があるようでしたら本学の相談窓口にお申出下さい。

当然のことながら，秘密は厳守し，決してあなたにとって不利益になるようなことはありません。

相談窓口

神奈川県立保健福祉大学 事務局企画課
〒238-8522 横須賀市平成町 1-10-1
TEL 046(828)2530
FAX 046(828)2501
e-mail : kenkyuurinri@kuhs.ac.jp

資料5 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案)を妥当でないと回答した理由

I 群 ヒューマンケアの基本的な能力

n=151(学校66, 病院85)

| 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案) | 妥当でない場合の理由または意見 | (件) |
|-------------------------------------|---|-----|
| 1. 人体の構造と機能について理解する | ・教育内容の範疇が広い | (1) |
| | ・3.の対象者の身体的側面からの理解に含まれる | (1) |
| 2. 人の誕生から死までの生涯を通じた成長、発達、加齢の特徴を理解する | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・各側面を十分に理解するのは難しい | (2) |
| 3. 対象者を身体的、心理的、社会的、文化的側面から理解する | ・各側面から理解することはできるが実施レベルまでは難しい | (1) |
| | ・精神的側面を追加する | (1) |
| | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・(根拠・目的・方法を)理解するので精一杯で説明までするのは難しい | (4) |
| 4. 実施する看護の根拠・目的・方法について相手にわかるように説明する | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・(概念が広い為)「看護」よりも「ケア」という表現がよい | (1) |
| | ・広範囲になるので難しい | (1) |
| | ・到達レベルは理解した上で実践するレベルまで求められる為、実際に体験する必要がある | (1) |
| 5. 自らの役割の範囲と能力の限界について認識する | ・正確に伝えられることが重要である | (1) |
| | ・「能力の限界」は抽象的なので具体的に表現して欲しい | (3) |
| | ・「能力の限界」は削除した方がよい | (2) |
| | ・能力の限界を認識するには実践が必要 | (2) |
| | ・認識・判断までの知識がない | (1) |
| | ・現実に行動レベルまで求めることは難しい | (1) |
| 6. 自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める | ・意図をもって話すことができない | (1) |
| | ・学生と職員では役割の範囲と求められる能力が異なる | (1) |
| | ・助言を自ら求めることが少ない | (1) |
| 7. 対象者のプライバシーや個人情報を守る | ・「求める必要がある事がわかる」レベルでよい | (1) |
| | ・到達レベルは理解した上で実践するレベルまで求められる為、実際に体験する必要がある | (1) |
| 8. 対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条などを尊重する | ・「電子媒体使用による情報の保護」を加えた方がよい | (1) |
| | ・(情報を)漏らさないを加えた方がよい | (1) |
| 9. 対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動する | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・理解と実践の乖離がある | (1) |
| | ・意味の理解が不十分 | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 10. 対象者の選択権、自己決定権を尊重する | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・行動レベルを求めることは難しい | (1) |
| | ・対象の選択、自己決定を促す情報提供や関わりは難しい | (1) |
| | ・新人は「大切と知っている」程度で良い | (1) |
| | ・理解していることと実践できることの乖離がある | (1) |
| | ・対象によっても意味合いが異なるので理解が難しい | (1) |

| 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案) | 妥当でない場合の理由または意見 | (件) |
|--|--|------|
| 11. 所属する組織の倫理規定、職業規定、行動規範に従って行動する | ・学生には「社会的規範」の理解が難しい | (3) |
| | ・「行動する」より「知識として理解する」がよい | (3) |
| | ・到達は卒業後で良い | (2) |
| | ・「組織」より「看護者」としてがよい | (2) |
| | ・到達レベルを具体的にしてほしい | (1) |
| 12. 対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する | ・「職業人としての自覚を持ち、医療倫理、看護倫理に基づいて行動する」がよい | (1) |
| | ・「対象者と自分の境界」の表現を具体的にしたい | (4) |
| | ・「援助的関係」より「平等な立場」がよい | (1) |
| | ・机上の学習と実践のつながりが少ない | (1) |
| | ・能力としてレベルが高い | (1) |
| 13. 対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる | ・「援助的」は削除した方がよい | (1) |
| | ・「援助的コミュニケーションをとる」より「援助的関係を形成する」がよい | (1) |
| | ・「援助的立場」より「平等な立場」がよい | (1) |
| | ・「対人技法」の表現を具体的にしたい | (1) |
| | ・対人技法を用いる為には既に習得・展開できている必要がある | (1) |
| 14. 対象者に必要な情報を適切かつ明確な方法で提供する | ・到達レベルを具体的にほしい | (1) |
| | ・机上の学習と実践のつながりが少ない | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・明確で適切な方法で提供することは難しいため指導を受けながら実施できればよい | (14) |
| | ・必要な情報を適切に判断するのが難しい | (4) |
| 15. 対象者からの質問・要請・課題に適切に対応する | ・到達目標のレベルが高い | (3) |
| | ・「適切」「明確な方法」のどちらかでよい | (2) |
| | ・到達レベルを具体的にしたい | (1) |
| | ・適切な人に対応を要請できればよい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 16. 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する | ・必要な情報は臨床の知識が多い | (1) |
| | ・机上の学習と実技の繋がりが少ない | (1) |
| | ・適切対応するのは難しいので指導を受けながら実施できればよい | (12) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (5) |
| | ・自己で対応せずに他者に伝え要請することができればよい | (3) |
| 17. データを整理し、分析・解釈・統合し、根拠に基づいたアセスメントを行う | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・範囲を限定すればできる | (1) |
| | ・質問内容のレベルにより到達できる | (1) |
| | ・「対応する」より「理解する」でよい | (1) |
| | ・到達レベルを具体的にほしい | (1) |
| 18. 対象者およびチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する | ・机上の学習と実技の繋がりが少ない | (1) |
| | ・全てはできない | (1) |
| | ・学生の創造力・想像力を奪う事になりかねない | (1) |
| | ・「協力しながら」より「指導を受けながら」実施できればよい | (1) |
| | ・学生の実習は単独な計画内容の為、協力しながらの立案は難しい | (1) |
| II群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力 | ・患者の状態より計画立案が遅れる | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・到達は卒業後で良い | (1) |

n=151(学校66, 病院85)

| 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案) | 妥当でない場合の理由または意見 | (件) |
|---|-----------------------------------|-------------------|
| 19. 根拠に基づいた個別的な看護を計画する | ・「個別的な(看護を計画する)」ことの到達が難しい | (2) |
| | ・「指導を受けながら」実施できればよい | (2) |
| | ・学生の実習は単独な計画内容の為、協力しながらの立案は難しい | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・患者の状態より計画立案が遅れる | (1) |
| 20. 根拠に基づいた看護を対象者の反応を捉えながら実施する | ・急性期においては到達が難しい | (1) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| 21. 計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する | ・(対象者の)個別性は出せない | (1) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・安全・安楽に留意するのはよいが、自立までに留意するのは難しい | (2) |
| | ・計画に内容が含まれる | (1) |
| | ・安全に留意して実施するだけで精一杯であり到達は難しい | (1) |
| | ・(対象者の)個別に応じた判断は難しい | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| ・(安全・安楽・自立に)留意するのは大切だが実施は難しい | (1) | |
| 22. 看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する | ・全てにおいて対象に合わせる必要がある | (1) |
| | ・対象者の状態に合わせて適切に(実施するのは)難しい | (6) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (6) |
| | ・一定条件下では到達できる | (1) |
| | ・(対象者の状態が)難しくない対象者なら適切に実施することができる | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 23. 予測しない状況の変化について指導者またはスタッフに報告する | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・全てにおいて対象に合わせる必要がある | (1) |
| | ・「予測しない状況の変化」を予測することは難しい | (3) |
| | ・「予測できなかった状況」に変更し、報告する人に上司を加える | (1) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (1) |
| 24. 実施した看護と対象者の反応を記録する | ・実施前の相談の方が重要 | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| 25. 予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する | ・指導を受けながらであれば記録することができる | (2) |
| | ・記録をすどどこにするのかによって到達が難しい | (1) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| 26. 評価に基づいて計画の修正をする | ・到達目標のレベルが高い | (3) |
| | ・基礎教育での知識不足により難しい | (1) |
| | ・実習期間には実施時間が少なく評価期間まで到達していない | (1) |
| 27. 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護が果たす役割を理解する | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・基礎教育での知識不足により難しい | (1) |
| | ・実習期間には実施時間が少なく評価期間まで到達していない | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・修正が追い付かない | (1) |
| Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力 | | n=151(学校66, 病院85) |
| 27. 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護が果たす役割を理解する | ・理解するレベルであり活用までには至らない | (12) |
| | ・看護が果たす役割を理解するのは難しい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 28. 環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策を理解するのは難しい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 29. 健康の増進と健康教育に必要な資源を活用する | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・看護基礎教育の内容として具体的にしたい | (2) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (2) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |

| 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案) | 妥当でない場合の理由または意見 | (件) |
|---------------------------------------|--|------|
| 30. 対象に合わせて必要な保健指導を実施する | ・知識を理解するレベルであり、実施までは難しい | (10) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (6) |
| | ・看護基礎教育の内容として具体的にしてほしい | (3) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・健康レベルの高い人への援助を行う機会はない | (1) |
| | ・限定されたものについては可能 | (1) |
| | ・(必要な保健指導を)「理解する」より「考えることができる」がよい | (1) |
| | ・(実習における保健指導の)実施時間が少ない | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・「援助の方法」よりも「看護援助の基本」や「補助技術または補助的援助の方法」を理解するに変更した方がよい | (2) |
| 31. 妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する | ・理解が不十分であり到達が難しい | (1) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| 32. 急激な変化状態にある人の病態と治療について理解する | ・(急激な変化状態にある人の治療に伴う影響を)理解するのは難しい | (7) |
| | ・到達は卒業後でよい | (3) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (2) |
| 33. 急激な変化状態にある人の治療に伴う影響について理解する | ・到達目標のレベルが高い | (2) |
| | ・基礎教育では理解が難しい | (10) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (2) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| 34. 対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を明確にする | ・到達レベルの内容を具体的にしたい | (1) |
| | ・優先順位を明確にするのは難しい | (10) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・到達は卒業後でよい | (4) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (2) |
| | ・明確にするための判断力が必要 | (1) |
| 35. 状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する | ・(対象者の健康状態を)急激な状態変化に局限すると到達は難しい | (1) |
| | ・(基本的な救急救命処置の方法を)理解するまでは難しいので目標が妥当ではない | (4) |
| | ・到達は卒業後でよい | (4) |
| | ・BLSレベルなら「救急救命処置ができる」でよい | (1) |
| 36. 状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する | ・(到達レベルの)難易度が高く迅速な報告が難しい | (11) |
| | ・到達レベルの内容を具体的にしたい | (2) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・(症状の変化を)「報告する」より「必要な変化を述べるができる」がよい | (1) |
| 37. 合併症予防のための支援をする | ・「支援をする」の表現を具体的にしたい | (7) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (2) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (1) |
| | ・到達レベルは支援について理解するレベルでよい | (1) |
| | ・合併症とする範囲が広い | (1) |
| 38. 日常生活の自立にむけたリハビリテーションの支援を行う | ・リハビリの支援を理解することはできるが実施レベルまでは難しい | (3) |
| | ・到達目標のレベルが高い | (2) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (1) |
| 39. 対象の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する | ・行動目標としての「支援をする」は難しい | (10) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (2) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 40. 慢性的経過をたどる人の病態・治療について理解する | ・(病態・治療については)不明確なことが多く理解が難しい | (1) |
| | ・理解することはできるが実施レベルは難しい | (1) |
| 41. 慢性的経過をたどる人の治療に伴う影響について理解する | ・(治療に伴う影響については)不明確なことが多く理解が難しい | (1) |
| | ・理解することはできるが実施レベルは難しい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |

| 看護師の基礎教育修了時の到達目標(案) | 妥当でない場合の理由または意見 | (件) |
|--|---|-------------------|
| 42. 対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する | ・理解することはできるが実施レベルは難しい | (6) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・実際に実施レベルで到達可能であるのか判断できない | (1) |
| 43. 必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する(患者教育) | ・理解することはできるが実施レベルは難しい | (6) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・生活のイメージ力が弱い(ので到達は難しい) | (1) |
| | ・臨床での生活調整がこのレベルに達していないため実習を通して支援するまでの到達は難しい | (1) |
| 44. 必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する | ・到達は就職後でよい | (3) |
| | ・わかる・理解するレベルであれば可能である | (1) |
| | ・ソーシャルサポートを「理解する」より「考えることができる」がよい | (1) |
| 45. 急性憎悪の予防に向けてモニタリングする | ・実施するには難易度が高い為、到達は難しい | (8) |
| | ・到達レベルを具体的にしたい | (3) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| | ・支援する必要性が理解できればよい | (1) |
| 46. 慢性的な健康障害を有しながらの生活の質(QOL)向上に向けて支援する | ・支援の必要性を理解することはできるが実施レベルまでは難しい | (11) |
| | ・指導を受けながら実施できればよい | (4) |
| | ・到達は卒業後でよい | (2) |
| 47. 死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する | ・(死の受容過程と支援方法を)理解するのは難しい | (2) |
| | ・支援の必要性を理解することはできるが実施レベルまでは難しい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・家族(への支援)を含めた方がよい | (1) |
| | ・全ての学生になると難易度が高い | (3) |
| 48. 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する | ・「治療と」を削除し、「終末期にある人の苦痛を理解し、緩和のための支援をする」の方がよい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 49. 看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する | ・全ての学生になると難易度が高い | (2) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力 | | n=151(学校66, 病院85) |
| 50. 看護職の役割と機能を理解する | ・理解はできないので「考えることができる」がよい | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| 51. 看護師としての自らの役割と機能を理解する | ・50の「看護職の役割と機能を理解する」との違いがわからない | (1) |
| | ・理解はできないので「考えることができる」がよい | (1) |
| 52. 看護師は法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する | ・(看護師が法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する)必要性に疑問がある | (1) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・学生の現在の状況では到達は難しい | (1) |
| 53. 看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する | ・到達レベルを具体的にしたい | (3) |
| | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・学生の現在の状況では到達は難しい | (1) |
| 54. 仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らの説明義務や責任を持つことを理解する | ・到達は卒業後でよい | (1) |
| | ・学生の現在の状況では到達は難しい | (1) |
| 55. 医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する | | |